

## 豊中市病児保育事業の実施および補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市補助金交付規則（昭和57年4月1日規則第15号）に定めるもののほか、保護者の子育ておよび就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成および資質の向上を図るため、病児保育（病後児保育を含む。第3条に定める児童を一時的に預かる事業をいう。以下同じ。）の実施およびそれに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 病児保育の実施主体は、病児保育事業の実施について（平成28年4月27日雇児発0427号第1号）に規定する病児対応型の実施要件等（以下「国要綱」という。）および次の各号に掲げる施設設置基準のいずれにも合致し、次条から第5条までに定める運用を実施する者で、別表第1に定める施設において事業を実施する者とする。

- (1) 利用定員は、4人以上とすること。
- (2) 1室8平方メートル以上の保育室（原則として利用定員1人当たりの面積が1.98平方メートル以上）を有していること。
- (3) 乳幼児の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室（原則として利用定員1人当たりの面積が1.65平方メートル以上）を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業に必要な設備または備品を備え付けていること。

### (利用対象)

第3条 病児保育の対象は、病気の進行期又は回復期にあるため集団保育が困難であり、かつ、保護者が就労、疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の社会的理由により家庭での保育が困難な児童で、市内に居住し、かつ、満1歳以上から小学校4年生までの児童（以下「児童」という。）とする。

### (利用時間等)

第4条 病児保育の実施日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 土曜日・日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までとする。
- 2 病児保育の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。
- 3 前項に掲げるもののほか、病児保育の実施主体は、事前に市長の承認を得て休日を変更することができる。

### (利用申込み等)

第5条 病児保育を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ、病児保育利用登録票

- (様式第1号)を実施主体に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する登録を行った保護者が事業を利用するときは、病児保育室利用申込書(様式第2号)に医師の意見及び病児等の症状を記載した診療情報連絡票(様式第3号)を添付し、実施主体に提出しなければならない。ただし、診療情報連絡票作成の医師と病児保育の実施主体と連携している医療機関の医師が同一である場合は、診療情報連絡票の提出を省略することができる。
  - 3 実施主体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、病児保育の利用を不承認とすることができる。
    - (1) 児童の疾病が、学校伝染病第一種であるとき。
    - (2) 児童の状態が、医療機関での入院加療を必要とするものであるとき。
    - (3) 施設が事前予約を含めて利用者で満員であるとき。
    - (4) 病児保育の実施主体と連携している医療機関の医師の診断に基づく医療を拒否するとき。
    - (5) 医学的根拠のない民間療法その他これに類似する行為を強要するとき。

#### (個人記録表)

第6条 実施主体は、病児保育を利用した児童の利用期間中の状況を、病児保育個人記録票(様式第4号)又は、実施主体が指定をする代替の様式に記入し、保護者に当該状況を連絡するものとする。

#### (利用料)

- 第7条 病児保育の利用料は、別表第2のとおりとする。
- 2 病児保育室を利用した際には別表第2第3項の利用料を実施主体に支払うこととする。但し、第4項により病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)の発行を受けた者が、その有効期限内に再度病児保育室を利用しようとする場合の利用料は、病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)に記載の利用料とする。
  - 3 前項の規定に該当する場合、児童の保護者は、市長に病児保育利用料減免申請書(様式第5号)を提出することができる。
  - 4 市長は、病児保育利用料減免申請書(様式第5号)を受領したのち、審査を行い、児童の保護者に対して、病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)を発行するものとする。
  - 5 児童の保護者は、実施主体に病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)を提出し、利用料の全部または一部の還付を受けることができる。
  - 6 前項の規定により、利用料の還付を受けた児童の保護者は、病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書(様式第6号)に利用料の還付を領収したサインを行うものとする。
  - 7 第3項における児童の保護者による病児保育利用料減免申請書(様式第5号)の提出は、当該年度内に市長に対して行うものとする。ただし、3月分の利用の場合については、4月30日までに提出するものとする。

(実施主体の責務)

第8条 病児保育の実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 病児保育の実施に当たって、児童の安全確保および健康回復、個人情報の保護その他事業の適切な実施に関して十分な管理を行うこと。
- (2) 事業を利用した児童の状態を記録した帳簿その他事業の実施に必要な帳簿を備え付けておくこと。
- (3) 事業の管理運営責任者を定め、あらかじめ市長に届け出ること。
- (4) 事業の経理と他の事業に係る経理を明確に区分し、経理に関する帳簿および証拠書類を常時備え付けておくこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、実施主体の業務内容を調査し、必要な措置を講じることができる。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表第3に定める補助基準額とする。ただし、別表第3の第1項から第5項、第7項及び第8項については、各項ごとに、病児保育に係る実費用（経費から利用者負担金を差し引いた額をいう。）が補助基準額を下回った場合は、当該実費用の額とする。

(補助金の申込み)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、補助金交付申込書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに申込みをしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第8号）
- (2) 歳入歳出予算書または見込書（抄本）
- (3) 施設の見取図および各部屋の面積表
- (4) 従事職員の名簿および資格証明書の写し

2 前項の規定によらず、普及促進費にかかる補助金の交付を受けようとするものは、市長に対し、補助金交付申込書（様式第7号）に、市長が指定する書類を添付し、指定された期日までに申込みをしなければならない。

(交付決定)

第11条 市長は、補助金交付の申込みがあったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第9号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付けることができる。

(請求等)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、4月、8月および12月に交付決定額の3分の1に相当する額を補助金概算払請求書（様式第10号）により請求することができる。

2 前項の規定によらず、普及促進費にかかる補助金の交付決定を受けた者は、補助金概算  
払請求書（様式第10号）によりその金額を請求することができる。

（状況報告）

第13条 補助金の交付決定を受けた者は、毎月の利用状況について、翌月の14日を経過  
する日までに、市長に対し、利用状況報告書（様式第11号）により報告しなければならない。ただし、3月分の利用状況については、第14条第1項で指定する日までに報告し  
なければならない。

2 普及促進費にかかる交付決定を受けた者については前項の規定は適用しない。

（実績報告）

第14条 補助金の交付決定を受けた者は、市長が定める日までに、実績報告書（様式第1  
3号）に歳入歳出決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、病児保育を廃止したときは、廃止後30日を経過する日と前項で  
市長が定める日のうちいずれか早い日までに同項の報告を市長にしなければならない。

3 前2項によらず、普及促進費にかかる補助金の交付決定を受けた者は、市長が定める日  
までに、必要な書類を添付して市長に対し実績報告書を提出しなければならない。

（補助額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定により実績報告書を受け取ったときは、必要に応じて調査を  
行った上で補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第14号）により、そ  
の旨を通知するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付確定を受けた者は、直ちに、補助金精算書（様式第1  
5号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定め  
る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年12月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

施設名	所在地
しまこしないかキッズルーム	豊中市中桜塚2-25-9 (島越内科4階)
ShinyKidsとよなか (シャイニーキッズとよなか)	豊中市岡上の町2-1-8-6 とよなかハートパレット2F
関西メディカル病院附属エンゼル保育園	豊中市新千里西町1-1-7-1

別表第2 (第7条関係)

1	児童の保護者が生活保護法による生活保護世帯に属するとき (利用児童1人あたり日額)	0円
2	児童の保護者が市民税非課税世帯に属するとき (利用児童1人あたり日額)	1,000円
3	児童の保護者がその他の世帯に属するとき (利用児童1人あたり日額)	2,000円
4	給食費 (上記区分ともすべて同じ) ※弁当等持参者を除く	500円

注) ※2の区分のうち、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児(者)のいる世帯」については、1の区分の利用料とする。なお、保護者である父母がいずれも市民税非課税であり、かつ生計が同一である世帯の祖父母等のいずれかが3,000,000円以上の収入がある場合は、祖父母等のうち収入の多い者を家計の主宰者として、その者の市民税所得割額で利用料を決定するものとする。

別表第3 (第9条関係)

1	基本分経費	2,423,000円	
	加算分経費 (基本分経費に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を	10人以上50人未満	505,000円
		50人以上200人未満	2,525,000円
		200人以上400人未満	4,291,000円
		400人以上600人未満	6,310,000円

	加算)	600人以上 800人未満	7,824,000円
		800人以上 1,000人未満	9,844,000円
		1,000人以上 1,200人未満	11,863,000円
		1,200人以上 1,400人未満	13,882,000円
		1,400人以上 1,600人未満	15,901,000円
		1,600人以上 1,800人未満	17,920,000円
		1,800人未満 2,000人未満	19,940,000円
		2,000人以上	21,959,000円
2	改善分経費		2,423,000円
3	加算分経費 送迎対応を行う看護師等 雇上費	1か所当たり年額	5,400,000円
4	加算分経費 送迎経費	1か所当たり年額	3,600,000円
5	加算分経費 研修参加費用	職員1人当たり年額	10,000円
6	利用料等減免分加算経費 ※市民税課税の有無は、当 該年度分(4月から8月 までの利用については、 前年度分)の課税状況に よる。	(ア) 一律調整分	3,000円×年間延利用 児童数
		(イ) 生活保護法による生活 保護世帯利用料減免分	2,000円×生活保護法 による生活保護世帯 に属する年間延利用 児童数
		(ウ) 市民税非課税世帯利用 料減免分	1,000円×市民税非課 税世帯に属する年間 延利用児童数
7	普及促進費(開設準備経費)	改修費等	4,000,000円
8	(事業開始の前年度又は事 業開始年度)	礼金及び賃借料(開設前月 分)	600,000円

(注) 第6項(イ)及び(ウ)については、第1項にかかる実費用が補助基準額を上回った場合に交付するものとする。

様式第1号(第5条関係)  
豊中市病児保育利用登録票

様式第2号(第5条関係)  
豊中市病児保育室利用申込書

様式第3号（第5条関係）  
診療情報連絡票（病児保育用）

様式第4号（第6条関係）  
病児保育個人記録票

様式第5号（第7条関係）  
病児保育利用料減免申請書

様式第6号（第7条関係）  
病児保育利用料決定書及び還付請求書兼領収書

様式第7号（第10条関係）  
補助金交付申込書

様式第8号（第10条関係）  
事業計画書

様式第9号（第11条関係）  
補助金交付決定通知書

様式第10号（第12条関係）  
補助金概算払請求書

様式第11号（第13条関係）  
利用状況報告書

様式第12号（第13条関係）  
利用者記録簿・利用者記録簿（還付記録簿）

様式第13号（第14条関係）  
実績報告書

様式第14号（第15条関係）  
補助金交付確定通知書

様式第15号（第15条関係）  
補助金精算書